

## 愛媛海区漁業調整委員会委員候補者の評価に関する要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、愛媛海区漁業調整委員会委員候補者評価委員会(以下「評価委員会」という。)が愛媛海区漁業調整委員会委員候補者評価委員会設置要綱第2条に基づき行う推薦を受けた者及び募集に応じた者(以下「委員候補者」という。)の評価に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (評価基準)

第2条 候補者の評価に当たっては、次の各号に掲げる基準によるものとする。

- (1) 漁業に関する識見を有し、海区漁業調整委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者であること。
- (2) 漁業者又は漁業従事者委員を10人とする。
- (3) 学識経験委員を2～4人とする。
- (4) 中立委員を1～3人とする。
- (5) 年齢及び性別に著しい偏りが生じないように配慮すること。
- (6) 漁業者又は漁業従事者委員にあつては、営み又は従事する漁業の種類、操業区域、住所又は事業場を有する地区に著しい偏りが生じないように配慮すること。

### (評価方法)

第3条 候補者の評価は、漁業者又は漁業従事者委員、学識経験委員及び中立委員の区分ごとに、次の各号に掲げる手順に基づき行うものとする。

- (1) 漁業法(昭和24年法律第267号)第138条第4項及び要綱に規定する資格を満たすことを確認した候補者について、評価委員会で評価を行うものとする。
- (2) 別表1から別表3までに掲げる評価項目に基づき、推薦又は応募の際に提出のあった書類を基に、候補者を評価する。
- (3) 評価委員会は、委員候補者ごとに評価点数を付し、漁業者委員又は漁業従事者委員、学識経験委員及び中立委員の区分ごとに評価点数が上位の者から順位付けを行う。
- (4) 候補者の評価点数が同じ場合には、第2条の(5)及び(6)並びに推薦の有無等を考慮して評価を行い、順位付けを行う。
- (5) 前号の規定によっても順位付けができない場合については、評価委員会の委員長が指名する2人以上の評価委員会委員が面接を行い、順位付けを行う。
- (6) 前3号の規定による順位付けの結果にかかわらず、委員候補者が海区漁業調整委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができないと考えられるときは、評価委員会は推薦又は応募の際に提出のあった書類に記載された事項、委員候補者に対する面接等の結果を踏まえて、次条の規定による選定の対象外とすることができる。

### (委員の任命候補者の選定)

第4条 評価委員会は、漁業者又は漁業従事者委員について、その住所又は事業場を有する地区に著しい偏りが生じないように配慮するため、前条による順位付けの上位の者から順に、別表4に掲げる区域ごとにその区域内に住所又は事業場を有する人数を海区漁業調整委員会の委員の任

命候補者（以下「任命候補者」という。）として選定するものとする。

- 2 評価委員会は、学識経験委員及び中立委員の区分ごとに前条の規定による順位付けの上位の者から順に第2条の(3)及び(4)に規定する人数を海区漁業調整委員会の委員の任命候補者として選定するものとする。

（評価の非公開）

第5条 評価委員会での評価内容は、原則非公開とする。

（その他）

第6条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

## 附 則

（施行期日）

- 1 この要領は、令和2年12月1日から施行する。

（準備行為）

- 2 漁業法等の一部を改正する等の法律（平成30年法律第95号）附則第16条の規定に基づき、この要領による委員の任命のための必要な行為は、施行日前においても行うことができる。

別表1(漁業者又は漁業従事者委員用)

評価項目	評価点	説明	
漁業者・漁業者団体からの信頼 (50点)	○漁業者・漁業者団体からの信頼に関し推薦の状況から評価する	<ul style="list-style-type: none"> <li>・漁協等からの推薦により、漁業種類や操業区域に偏りがどうか、漁業者等からの信頼があるかどうかを評価する。※漁業者団体は水協法に基づきものと愛媛県青年漁業者連絡協議会と愛媛県漁協女性部連合会とする。</li> <li>・役員歴により漁業者等からの信頼と漁業調整能力があるかどうかを評価する。</li> </ul>	
	・正組員数500人以上の漁業協同組合からの推薦がある者		40点
	・正組員数200人以上500人未満の漁業協同組合からの推薦がある者		30点
	・正組員数100人以上200人未満の漁業協同組合からの推薦がある者		20点
	・正組員数35人以上100人未満の漁業協同組合からの推薦がある者		10点
	・正組員数35人未満の漁業協同組合からの推薦がある者		5点
	・漁業協同組合以外の漁業者団体からの推薦がある者		5点
	・漁業者からの推薦がある者		5点
	・個人応募		0点
	○漁業者団体の役員歴から評価する。		
・現在、漁業協同組合の組合長又は支所運営委員長に就任している者	10点		
・現在、漁業協同組合の役員に就任している者	5点		
・役員歴なし	0点		
	小計	50点	
漁業に関する識見と職務への理解及び適正な執行 (10点)	○海区漁業調整委員会委員歴	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委員歴から、漁業に関する識見を有することを評価する。</li> </ul>	
	・委員歴あり		10点
	・委員歴なし		0点
	小計	10点	
地域漁業への精通 (10点)	○漁業歴【基準日：評価時点】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・漁業歴により地域漁業に精通しているか評価する。漁場における様々な調整事項について、適切な判断をし、その地域の代表として意見を述べるには、一定期間以上の漁業に係る経験が必要である。</li> </ul>	
	・20年以上		10点
	・10年以上20年未満		5点
	・10年未満		0点
	小計	10点	
性別及び年齢 (15点)	○性別	<ul style="list-style-type: none"> <li>・青年・女性の積極的な登用に努め、委員の年齢、性別等に著しい偏りが生じないように配慮する必要があるため、少ない方の性別に、加点することで偏りをなくす。また、漁業者の高齢化が進んでいるため60歳未満の候補者に加点することで評価する。</li> </ul>	
	・少ない方の性別		5点
	○年齢		
	・任命開始時点で50歳未満の者		10点
	・任命開始時点で50歳以上60歳未満の者		5点
・任命開始時点で60歳以上の者	0点		
	小計	15点	
その他評価すべき事項 (5点)	○漁業関係の知見を活かした国・県等の審議会等の委員歴の有無	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国、県等の審議会等の委員経験がある場合、海区委員についても適正に行うことができる考えられることから加点、評価する。</li> </ul>	
	・行政機関の審議会等の委員に就任している者		5点
	・過去に行政機関の審議会等の委員に就任していた者		3点
	・行政機関の審議会等の委員に就任した経験がない者		0点
	小計	5点	
推薦理由及び応募理由の明解度 (10点)	○個人、法人、団体等が推薦した理由、又は応募した理由が明確で、説得力があるか	10点	
	小計	10点	
	合計	100点	

別表2(学識経験者委員用)

評価項目	評価点	説明		
漁業者団体又は水産関係教育機関からの評価 (20点)	○漁業者団体又は水産関係教育機関からの推薦の有無	・学識経験者としての能力を客観的に判断するために、本人からの実績報告を評価するため、漁業者団体又は水産関係教育機関からの推薦を受けたものを評価する。(※漁業者団体は水協法に基づくものと愛媛県青年漁業者連絡協議会と愛媛県漁協女性部連合会とする。)		
	・漁業者団体又は水産関係教育機関からの推薦がある者		20点	
	・推薦なし		0点	
小計		20点		
漁業に関する識見と職務への理解及び適正な執行 (30点)	○海区漁業調整委員会委員歴	・委員歴から、漁業に関する識見を有することを評価する。  ・職歴により漁業者等からの信頼と漁業調整能力があるかどうか評価する。  ・国や県等の委員や漁業者団体や水産関係学会の役員歴の有る場合は、海区委員会の職務を適正に行うことができると判断されることから評価・加点する。		
	・委員歴あり		10点	
	・委員歴なし		0点	
	○漁業者団体等、水産関係教育機関又は水産行政機関の職歴		・10年以上	10点
	・10年未満			5点
	なし			0点
○国・県・市等の委員及び漁業者団体又は水産関係学会理事等の経験の有無	・経験有り	10点		
小計		30点		
漁業に関する識見を証するもの (10点)	○漁業に関する学識経験を証する資格等(博士等)の有無	・学識経験者としての能力を客観的に判断するために、資格等の有無により評価する。		
	・資格等有り		10点	
小計		10点		
性別 (5点)	○性別	・青年・女性の積極的な登用に努め、委員の年齢、性別等に著しい偏りが生じないように配慮する必要があるため、少ない方の性別に加点することで偏りをなくす。		
	・少ない方の性別		5点	
小計		5点		
専門分野の知識 (20点)	○資源管理に関する学識経験を有する者	10点		
	○漁業経営に関する学識経験を有する者	10点		
	小計		20点	
推薦理由及び応募理由の明解度 (15点)	○個人、法人、団体等が推薦した理由、又は本人が応募した理由が明確で、説得力があるか	15点		
	小計		15点	
合計		100点		

別表3(中立委員用)

評価項目	評価点	説明
団体からの評価 (10点)	○団体等からの推薦の有無	・中立委員は公募の要件が広いため、自薦だけでなく、法人等の団体からの推薦があった場合、第三者からの評価を受けていると判断されるため加点する。ただし、委員の公平性、公正性を維持するため漁業者団体及び水産関係法人の推薦は加点しない。
	・推薦がある者 10 点 ・推薦がない者 0 点	
小計 10 点		
漁業に関する識見と職務への理解及び適正な執行 (30点)	○海区漁業調整委員会委員歴	・委員歴から、漁業に関する識見を有することを評価する。
	・委員歴あり 10 点 ・委員歴なし 0 点	
	○学歴・経歴により漁業に関する知識を有するかどうか	・水産関係の学歴及び水産関係機関に従事した年数により客観的に評価する。
	・水産関係の学校(高校・専門学校・水産関連大学)を卒業した者 10 点 ・水産関係機関に従事した期間に応じて点数を付与(1年=1点) 1~10 点	
小計 30 点		
公平かつ公正性 (10点)	○漁業関係以外の国、県等の審議会等の役員歴の有無	・国や県等の審議会等の委員歴のにより、公平かつ公正な立場で建設的な発言ができるかどうか評価する。
	・行政機関の審議会等の委員に就任している者 10 点 ・過去に行政機関の審議会等の委員に就任していた者 5 点 ・行政機関の審議会等の委員に就任した経験がない者 0 点	
	小計 10 点	
性別及び年齢 (20点)	○性別	・青年・女性の積極的な登用に努め、委員の年齢、性別等に著しい偏りが生じないように配慮する必要があるため、少ない方の性別に、加点することで偏りをなくす。また、60歳未満の候補者に加点すること年齢の偏りをなくす。
	・少ない方の性別 10 点	
	○年齢	
	・任命開始時点で50歳未満の者 10 点 ・任命開始時点で50歳以上60歳未満の者 5 点 ・任命開始時点で60歳以上の者 0 点	
小計 20 点		
推薦理由及び応募理由の明解度 (30点)	○個人、法人、団体等が推薦した理由、又は本人が応募した理由が明確で、説得力があるか 30 点	・推薦理由、応募動機について客観性があり、海区委員の役割を十分理解した上での推薦・応募となっているかを確認する。
	小計 30 点	
合計 100 点		

別表 4 (第 4 条関連)

地区名	その地区の区域	人数
燧灘東部	四国中央市、新居浜市、西条市	2 人
今治・越智	越智郡上島町、今治市	2 人
松山	松山市	1 人
伊予喜多	松前町、伊予市、大洲市（長浜）	1 人
八西	西宇和郡伊方町、八幡浜市、西予市（三瓶）	1 人
明浜・宇和島	西予市（明浜）、宇和島市	2 人
愛南	南宇和郡愛南町	1 人